

高等教育機関における障害学生支援の現状と課題

中村 美智代*

Current State of Support for Disabled Students in Higher Education Institutions and the Challenges

Michiyo NAKAMURA*

Abstract

The number of disabled students in higher education institutions has dramatically increased since academic year 2017 compared to the numbers in previous fiscal years. In this study, we examined the challenges for assistance in higher education institutions that is needed for students with disabilities based upon existing documents and the literature. Three aspects were considered: Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities and reasonable accommodation, education for persons with disabilities and reasonable accommodation, and assistance to students with developmental disabilities in higher education institutions. As a result, one of the challenges for assistance to disabled students in higher education institutions is the provision of reasonable accommodation for all students as the parties concerned are not just students with disabilities, and improvement of their living environment. In addition, the results indicate other challenges in ensuring the continuity of education support programs for individual students with disabilities in secondary education, the planning of individual education support programs for the study periods of the disabled students who have not been assigned programs and for gray-area students, as well as the planning of transition support programs for individual students in anticipation of the life stage after their graduation, and the implementation of the assistance based on the programs.

要 旨

高等教育機関における2017（平成29）年度以降の障害学生数は、前年度までの人数と比較して大幅に増加している。本研究では、既存の資料や文献を対象に障害学生に必要とされる高等教育における支援の課題について、障害者差別解消法と合理的配慮・障害者に対する教育と合理的配慮・高等教育機関における発達障害学生への支援の3つの側面から検討した。その結果、高等教育機関における障害学生に対する支援の課題は、1つは、障害学生のみを対象とせず、すべての学生を当事者とした合理的配慮の実現とそれに必要な基礎的環境の整備であった。他の1つは、障害学生の中高等教育段階の個別の教育支援計画との連続性の確保、および計画を持たない障害学生やグレーゾーンにある学生について修学期間中の個別の教育支援計画作成と、これらの学生の卒業後のライフステージを見据えた個別の移行支援計画作成による支援の実施であることが示唆された。

Key Words : Students with disabilities, education support plans for individual students, transition support plans for individual students, reasonable accommodation, higher education

キーワード : 障害学生, 個別の教育支援計画, 個別の移行支援計画, 合理的配慮, 高等教育

*本学専任講師

論文(原著) : 2019年1月16日受付 2019年1月25日受理

1. はじめに

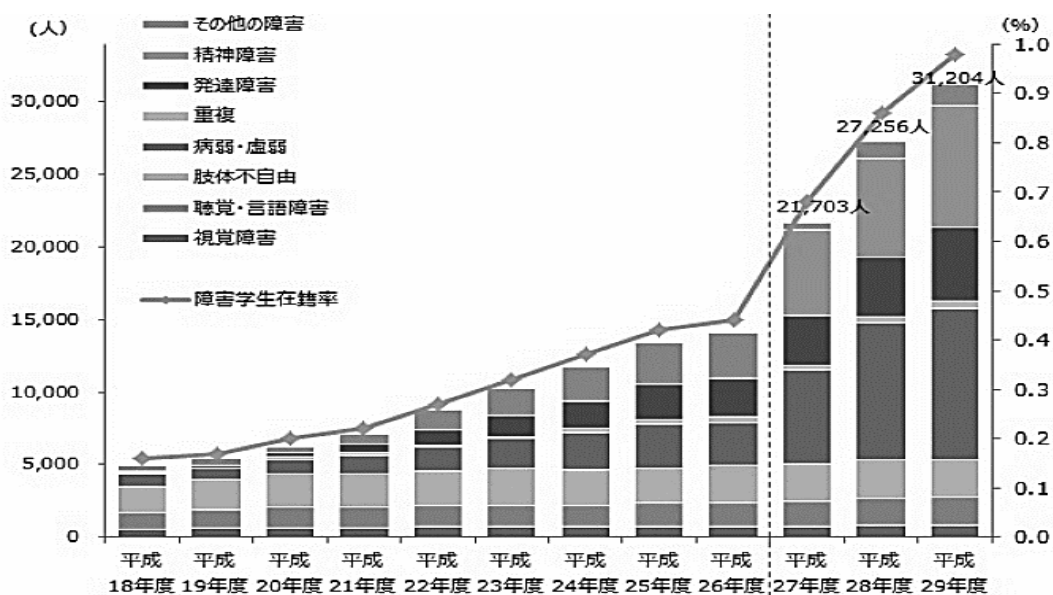
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）は2016（平成28）年4月に施行され、その後、高等教育機関である「大学」「短期大学」「高等専門学校」「専門学校」における障害学生の修学状況の把握は一層進んでおり、障害のある学生が教育を受けている現状や教育を受けたいと志望する学生が存在することが分かる。その学ぶ権利を担保するため、ニーズに対応した教育システム、教育環境の整備が喫緊の課題となっている。高等教育の状況については、独立行政法人日本学生支援機構が2005（平成17）年から継続的に「障害学生の修学支援に関する実態調査」を実施している。高等教育機関における障害学生の数は、2006（平成18）年以降いずれの学校種においても増加傾向にあり、2017（平成29）年度以降の障害学生数は、前年度までの人数と比較して大幅に増加している。その内容を見ると病弱・虚弱、発達障害、精神障害のある学生の増加傾向が分かる。本研究では、既存の資料や文献を対象に顕著な増加を示す障害を有する学生に必要な高等教育における支援の現状と課題について検討し、考察するものである。

2. 障害者差別解消法と合理的配慮

2005（平成17）年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（略称：「障害者権利条約」）

を日本政府は2014（平成26）年に批准した。この条約においては、障害者が、無差別・平等に高等教育、職業訓練、成人教育および生涯学習を享受するために、障害者に対する合理的配慮の提供の確保が述べられている。日本においては、2016（平成28）年に障害者差別解消法がスタートし、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められるようになった。この障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。障害者差別解消法での対象となる「障害者」の定義は、「障害者基本法」に規定する「障害者」の定義と一致している。さらに、障害者の差別と強く関連すると考えられる社会との関係は、障害者基本法第2条第1号で、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と記されている。

障害者差別解消法では、あらゆる形態の差別を禁止している。具体的な4つとしては、「直接差別」は、障害を理由とする区別、排除、制限などの異なる取り扱いがなされる場合。「間接差別」は、外形的には中立の基準、規則、慣行であってもそれが適用されることにより結果的には他者と比較し、不利益が生じる場合である。「関連差別」は障害に関連する事由を理由とする



出典：日本学生支援機構ホームページ「平成29年度（2017年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果概要」より抜粋

図1 障害別障害のある学生数の推移

表1 障害者差別解消法による障害学生への対応義務

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）②				
障害者差別解消法による義務及び努力義務				
	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野に ついて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

【基本方針案(抄)】
基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※ 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

出典：「高等教育段階における障害のある学生支援について：障害のある学生の修学支援に関する検討会（第一回）資料3」

区別、排除、制限などの異なる取り扱いがなされる場合。「合理的配慮の否定」では障害者に他の者と平等な権利の行使又は機会や待遇が確保されるには、その者の必要に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要であるにもかかわらず、そのための措置が講じられない場合である。

合理的配慮については、障害者差別解消法により、2016（平成28）年度からはその提供が法的義務（公立学校の場合）になった。基礎的環境整備は、全体的視点で行う環境整備であり、国及び地方公共団体により進められるとした。これは特定された個人の必要性によってなされるものではなく、ユニバーサルデザインの発想に基づくものである。一方、合理的配慮は主に各学校により進められるものであり、実際にそれを必要とする特定した個人のためになされるものである。この配慮の内容は、義務教育では子どもの障害の程度に合わせて到達目標を変更することもあるが、高等教育では教育の質の維持は前提として到達目標を変更することは想定されていない。義務教育では本人の自覚がない場合でも学校や教職員、保護者と支援方法が検討されるが、高等教育では学生の申請をもとに学生のニーズと意思を尊重して個別に判断していくことを基本としている。

義務教育における合理的配慮は、2012（平成24）年の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校が変更・調整を行うこと」であり、「障害のある子どもに対し、「その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている¹⁾。

高等教育における合理的配慮については、2014（平成26）年の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の第一次まとめでは、合理的配慮を「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している²⁾。大学等で対象となる障害学生は障害者手帳所持を前提とするのではなく、大学での修学に関する困難を抱えて

いる学生を対象としている。国立大学と学校法人が運営する私立大学等においては障害のある学生に対して「不平等な差別的取扱いの禁止」に関しては法律では義務として明確になっている。しかし、「合理的配慮」については国立大学において義務とされているが、学校法人においては努力義務となっているのである。

障害のある学生への対応については、松岡ら(2015)が大学における障害学生支援の全体をアドボカシー、パーソナルサービス、アコモデーション(合理的配慮)、アクセシビリティを段階的なものとして検討した。最終段階であるアクセシビリティ段階である個別の調整や変化がなくても、すべての人が学びやすいキャンパスを実現するためには、学生と教職員はさらなる理解と協力が必要になる、としている。その具体例として、歩行が困難な学生の通路における段差などによるアクセス障害をあげ、アドボカシー段階とは本人が周囲に意思表示すること。パーソナルサービス段階は、適切な車いすなどを準備すること。アコモデーション(合理的配慮)段階は、スロープをつけてバリアをなくすこと。アクセシビリティを段階は、設計時から誰でも利用できるようにすること、として各段階の内容について述べている³⁾。他方、森本(2016)は、合理的配慮の提供を障害学生への「特別扱い」という性質を持たせてしまえば、合理的配慮の目的を全うするのは困難としている。「合理的配慮の目的達成のためには、障害のある学生のみを対象とした支援ではなく、全ての学生を対象とした配慮の提供として位置づけること及び「すでに起こっている『障害への対応』から、潜在的な可能性をも含む『障害リスクへの対応』」という視点が必要と指摘している⁴⁾。これらのことから、今後はいずれの高等教育機関においても、障害のある学生への合理的配慮の提供は、当事者である学生とともにすべての学生を合理的配慮実現の当事者として位置づけ、障害のある学生を含んだすべての学生を対象とするアクセシビリティ段階のキャンパスを目指す必要がある。

3. 障害者に対する教育と合理的配慮

障害者権利条約の第24条(教育)では、締約国の教育の目的について以下のように記している。「締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。(a) 人間の潜

在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」と目的を示している。さらに、この実現のために「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」ことが述べられている。「障害者」の定義については、障害者基本法(1993)において身体障害、知的障害、精神障害を有する者として示されている。身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則別表における視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内臓や呼吸器機能等の身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者とされている。「知的障害者」については、18歳以上の知的障害者であるが、知的障害の定義規定はなく、療育手帳制度が適用されている。その内容は、「療育手帳制度について」(厚生事務次官通知：昭和48年9月27日厚生省発児第156号)において、手帳の交付対象者は「児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者」と示されている。障害の程度については、18歳以上の場合、日常生活において常時介護を要する程度のもを重度のA区分とし、A以外の程度のもをB区分としている。「精神障害者」は、精神保健福祉法の第5条に「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義されている。「発達障害」については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている(法第2条第1項)。

障害を有する児童生徒の教育では、2006(平成18)年に学校教育法が改正され、2007(平成19)年から特別支援教育が開始された。従来の特種教育という位置づけでは、障害の種類・程度に応じて、盲・聾・養の特種教育諸学校や特殊学級での教育実践が重視されてきた。これに対して特別支援教育は、障害のある児童

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うこととして、盲・聾・養の各学校も特別支援学校として一本化された。中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省2012）によれば、インクルーシブ教育システム（inclusive education system、包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等強化、障害者が精神のおよび身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。そこでは、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている¹⁾。「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ」ことは、障害のある者と障害のない者が物理的な意味で空間を共有して学ぶということだけではなく、一人ひとりにとって、個別の良質な教育環境が与えられることが求められている。インクルーシブ教育システム構築のためには基礎的環境整備と合理的配慮の両方が必要であり、合理的配慮の基礎となるのが、基礎的環境整備である。

基礎的環境整備については、初等中等教育分科会における「資料1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告1」（文部科学省2012）において①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用②専門性のある指導体制の確保③個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導④教材の確保⑤施設・設備の整備⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導⑧交流及び共同学習の推進が挙げられている⁵⁾。その中でも、専門性のある教員による「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成とその指導体制の整備が求められている。合理的配慮は基礎的環境整備の状況を踏まえて提供されるとしているが、現状としては合理的配慮に必要な基礎的環境整備は不十分といえよう。

通常の学級に在籍する障害を有する児童・生徒に関しては、2002（平成14）年の文部省調査では小中学校の通常学級在籍児童生徒のうち、学習障害（以下、「LD」という。）、注意欠陥・多動性障害（以下、「ADHD」という。）、高機能自閉症等によって特別な支援が必要な者が6.3%存在し、その後全体に占める割合は2006（平成18）年に7.2%から2015（平成27）年に

は30.8%と通級で指導を受けている児童生徒が急増していることが示されている。2016（平成28）年の「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策（報告）」によれば、通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要があるとし、指導の内容は、障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（特別支援学校の自立活動に相当）としている。実施の形態は自校通級、他校通級それぞれのメリットや学校・地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択できるとしている。教員には高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上または生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが不可欠であるとしている。この点については、合理的配慮の実現に向けた基礎的環境の1つと一致している。

高等教育機関に在籍する障害を有する学生についても、2004（平成16）年には発達障害者支援法も制定され、発達障害者に対する適切な教育支援や支援体制の整備が求められるようになり、大学や高等専門学校でも適切な教育上の配慮が必要となった（法第8条）。加えて、2011（平成23）年「障害者基本法」の改正では第1条に「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指すことが示され、第2条には障害の定義に発達障害が明記された。障害者の社会参加の困難は機能障害でなく、社会的障壁にあるという社会モデルの考え方が採り入れられた。これについては、合理的配慮に必要な交流及び共同学習の推進が相当すると考えられ、高等教育機関における障害のある学生への対応についても、合理的配慮の実現には基礎的環境の求められることが考察される。

4. 高等教育機関における発達障害学生への支援と課題

4-1 発達障害のある学生への支援

発達障害は、高橋（2012）が「見えない障害」であり、自覚することや周囲も気づきにくく、支援の範囲が多様であるため支援の具体的な内容が定まりにくいことを指摘している。また、福田（2010）は、発達障害が疑われるが、そのことを認めたくない、人に知られたくない等、本人や保護者が支援を望まない場合や、本人でなく周囲の者が何らかの困難を感じている場合

表2 支援実施状況

順位	授業支援内容	実施率(%)	順位	授業以外の内容	実施率(%)
1	配慮依頼文書の配付	67.9	1	専門家によるカウンセリング	76.4
2	履修支援	40.0	2	自己管理指導	47.3
3	学習指導	38.9	3	対人関係配慮	45.9
4	出席に関する配慮	34.9	4	就職支援情報の提供・支援機関紹介	39.2
5	講義に関する配慮	32.7	5	居場所の確保	35.6
6	授業内容の代替、提出期限延長等	32.3	6	医療機関との連携	33.3
7	注意事項等文書伝達	30.3	7	キャリア教育	32.9
8	教室内座席配慮	27.5	8	就職先の開拓・就職活動支援	30.2
9	実技・実習配慮	23.5	9	障害者向け求人情報の提供	26.3
10	試験時間延長・別室受験	22.6	10	情報取得支援	23.4

出典：日本学生支援機構ホームページ「平成29年度（2017年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の学修支援に関する実態調査結果報告書」に基づき筆者が作成。

なども発達障害学生として支援や配慮を行う必要があるとしている。藤田ら（2013）は、発達障害の医学的診断名がないこれらの学生を、「発達障害グレーゾーン」と称している。いずれも、他の障害と同様に合理的配慮が提供される必要がある。

発達障害者支援法では、第8第2項で「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害に応じ、適切な養育上の配慮をするものとする」と成文化され、大学・短期大学・高等専門学校の高等教育機関においても、発達障害のある学生への教育的支援の実践が開始されている。日本学生支援機構の「平成29年度（2017年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の学修支援に関する実態調査結果報告書」（2018）では、全体学生が3,198,451人に対し、障害学生数は31,204人で、前年度27,256人より3,948人の増である。発達障害の学生（診断書あり）は5,174人で前年度4,148人より1,026人の増で、在籍数は年々増加している。発達障害学生への支援としては、授業における配慮の依頼に関する文書配付の実施率が67.9%と高く、授業以外の支援の実施率は、専門家によるカウンセリングが76.4%となっている（表2）。

しかし、これらに限らず、松山・大橋ら（2015）は、発達障害の学生を対象に自己困難認知尺度を開発し、適切な支援を早期に受けることで、専門職として道を歩むことができる可能性もあることを指摘し、そのための大学における適切な支援を受けるには、本人の気づきと自己理解が必要不可欠であり、自己困難認知尺度をセルフチェックリストとしても利用し、自己理解を促進することが必要としている。発達障害の特性の1つが周囲から見えにくく、本人も自覚しない点に着

目し、自覚のない障害学生やグレーゾーンにある学生に対する自己理解についての支援も必要と考えられる。

4-2 高等教育機関における課題

教育における合理的配慮は、機能障害と環境要因（社会的障壁）の相互作用によって生じる学習上の困難を解消、軽減することである。高等教育機関は、学術研究を通じた新たな知の創造と自らの教育理念に基づく充実した教育活動の展開により、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓く人材の育成を目的にしている。修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要である入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）の教育に関する3つのポリシーがある。これらを相互に関連づけて教育活動を行うことが求められているが、それに合わせた合理的配慮に関する機関の考えや限界などの記載が必要となる。また、授業の方法や評価などをシラバスへ詳細に記載する必要がある。このシラバスに示されている内容を実施するためには、個別の教育支援計画に基づく、柔軟な教育課程の編成や教材の工夫などの配慮が望まれる。

「個別の指導計画」は指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。授業の目的を果たすためにはその方法が適切であるのかについてはモニタリングを行い検討することも必要である。

「個別の教育支援計画」は他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、一人ひとりの障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する。作成に当たっては関係機関との連携が必要で、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。支援の実行においては、障害名は同一であっても支援内容は個別的である。多様な教育的ニーズあわせて対応する教職員に対するサポートも不可欠である。一部の担当教職員のみを負担に終わらせてはならない。FD・SDを活用して全教職員が学生に対する関心を高め、全学的に取り組むための支援体制を整え、より実践的に支援体制を強化していくことが課題となる。

4-3 教育段階から地域・社会生活段階への移行における課題

発達障害を持つ学生の支援は、在学中のみを想定せず、就職など卒業後も見据えライフサイクルにあわせたスムーズな継続した支援が行われることが望まれる。仲(2015)も発達障害学生支援の最も困難な課題は、就職活動支援としている。

児童生徒が教育の領域から就労など地域や社会に生活の場を移す際の支援については、米国では、障害者教育法 (IDEA) により、すべての障害児に3歳から21歳まで無償で教育が受けられる個別の教育支援計画 (IEP: Individual Educational Plan) が作成され、特別な支援を要する児童生徒たちに支援が保障されている。このIDEAに定められた計画の1つには“From School to Work”をめざして設定された個別移行計画 (ITP: Individualized Transition Plan) が含まれている。これらにより、教育領域における障害のある児童・生徒・学生に対する支援システムが整備されている。日本では、一部の実践として個別の移行支援計画という名称で、学校卒業後の就労を目指して早期からの進路指導教育がなされつつあるが義務付けられてはいない。加えて、大学などの高等教育機関ではその重要性を認識していながらも、継続した支援に至っていないのが現状といえる。

4-4 高等教育機関における障害のある学生に対する支援に関する研究

高等教育における障害学生支援に関する研究の動向について大まかな動向を把握するために、国立情報学研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情

報データベースである「CiNii」を用いて先行研究における研究対象領域を調査した。検索用語を「障害学生」として先行研究を検索したところ2018年12月1日で該当する論文数は1,415件。検索用語を「障害学生」「合理的配慮」として該当した論文数は88件であった。「障害学生」「個別の教育支援計画」では該当する論文は0であった。同じく、検索用語「障害学生」「個別の移行支援計画」の2つの組み合わせでは、該当する論文数は0件であった。また、同様に独立行政法人科学技術振興機構 (JST) が運営する電子ジャーナルの無料公開システムである「J-STAGE」を用いて調査したところ、2019年1月10日で該当する論文数は412件。検索用語を「障害学生」「合理的配慮」として該当した論文数は65件であった。「障害学生」「個別の教育支援計画」では該当する論文は3であった。同じく、検索用語「障害学生」「個別の移行支援計画」の2つの組み合わせでは、該当する論文数は0件であった。

この結果は、後期中等教育機関である「高等学校」「高等部」「高等専修学校 (専修学校の高等課程)」において作成された「個別の教育支援計画」に基づく支援などが高等教育機関へ適切に引き継がれておらず、学生が必要とする支援に関する情報が有効に活用されていないことを表している。高校から大学などの高等教育機関への移行過程における支援の接続には課題がある。同じく、これらの学生の就職など地域や社会への移行についての支援についても、その経過の作成とこれに基づいた支援の実施が必要である。これらの計画の作成過程にあっては、当事者である学生とともに家族や外部の専門機関とも連携して、専門職の意見を取り入れながら個別の教育支援計画を作成することが必要となろう。この個別の教育支援計画に基づいた支援の実施・モニタリング・評価を行うことで、修学上の課題解決を行うことが必要となる。

以上、本研究では、高等教育機関における障害のある学生に対する支援の現状とその課題を明らかにするために、障害者差別解消法と合理的配慮・障害者に対する教育と合理的配慮・高等教育機関における発達障害学生への支援の3つの側面から検討した。

その結果、高等教育機関における障害のある学生に対する支援の課題は、1つは障害を有する学生を対象とするのみでなく、すべての学生を当事者とした合理的配慮の実現とそのために必要な基礎的環境としての多様な学習機会、専門性のある教育・支援体制、教材、施設・設備、専門性のある人員配置などの整備である。

他の1つは、障害のある学生の中等教育における個別の教育支援計画との連続性を確保すること。これに相当する計画を持たない障害のある学生や支援ニーズが認められたグレーゾーンにある学生の支援の課題は、修学期間中の個別の教育支援計画およびこれらの学生に対して後のライフステージを見据えた個別の移行支援計画の作成と、これに基づいた支援の実施であることが示唆された。

引用文献

- 1) 文部科学省 2012 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会. (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm. 2019.1.10)
- 2) 文部科学省 2014 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会(第一次)まとめについて」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm. 2019.1.10)
- 3) 松岡克尚・水山えみ・福田典子ら 2015 「大学教職員と発達障害：合理的配慮提供に向けて教職員に求められる理解と支援」『関西学院大学高等教育研究』5 25-39.
- 4) 森本宏志 2016 「生活リスクマネジメントの観点から考える『障害者差別解消法』対策一聴覚障害対策としての手話学習の動機付け要因を例に」『大学教育(山口大学教育機構)』13. 38-57.
- 5) 文部科学省 2012 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告1」初等中等教育分科会. (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325881.htm. 2019.1.10)
- 6) 日本学生支援機構 2018 「平成29年度(2017年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書」(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu-shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html. 2018.11.1)

参考文献

- 高橋知音 2012 「発達障害のある大学生のキャンパスライフサポートブックー大学・本人・家族にできること」学研教育出版.
- 福田真也 2010 『Q&A大学生のアスペルガー症候群：理解と支援を進めるためのガイドブック』明石書店

藤田英樹・藤田和弘 2013 「高等教育における発達障害 学生の修学支援と一般学生中間層の学生支援の融合・共有化の提案」『最新社会福祉学研究』8 41-47.

松山光生・大橋徹也・倉内紀子ら 2015 「保健科学部学生の自己困難認知が自己効力感に及ぼす影響ー発達障がい学生の支援に向けてー」『九州保健福祉大学研究紀要』16 61-68.

仲律子 2015 「大学における発達障害学生への文献検討から/支援の実際と課題」『鈴鹿国際大学紀要 Campana』21 159-176.

文部科学省 2016 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策(報告)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/03/_icsFiles/afldfile/2016/03/31/1369191_01_1_1.pdf. 2019.1.10)